

帝塚山大学学則

（ 制 定 昭和39年1月25日 ）
（ 最近改正 令和5年4月1日 ）

目 次

第1章	総 則	第1条～第3条の3
第2章	組 織	第4条～第6条
第3章	教育課程	第7条～第12条の3
第4章	試験及び学修評価	第13条～第15条
第5章	修業年限及び卒業	第16条～第19条
第6章	学年，学期，授業期間及び休業日	第20条～第22条
第7章	入学，編入学，休学，復学，退学，除籍， 再入学，転学，転学部・転学科及び留学	第23条～第35条
第8章	学費その他	第36条
第9章	職員組織	第37条・第38条の2
第10章	教 授 会	第39条～第44条
第11章	大学協議会及び委員会	第45条～第50条
第12章	科目等履修生，聴講生，特別聴講学生，研究生， 研修生，交換留学生及び外国人留学生	第51条～第56条
第13章	学生の賞罰	第57条～第60条
第14章	図 書 館	第61条
第15章	情報教育研究センター	第62条
第16章	全学教育開発センター	第63条
第17章	外国人留学生センター	第64条
第18章	雑 則	第65条
第19章	学則改廃	第66条
附 則		